

令和3年度 第1回 高砂市公共施設マネジメント推進委員会

議事要旨

開催日時	令和3年6月24日(木)13:15~16:10					
開催場所	高砂市役所 分庁舎1階大会議室1					
委員 出席5人	出席	田端和彦委員	出席	西井進剛委員	出席	本塚智貴委員
	出席	天米一志委員	出席	塩谷久枝委員		
臨時委員 出席2人	出席	理事 永井幹雄	出席	市長付参事 天川智哉		
議事	<p>報告事項</p> <p>1 高砂市公共施設マネジメント推進委員会条例について</p> <p>協議事項</p> <p>1 委員長、副委員長の選任について</p> <p>2 専門部会の設置について</p> <p>3 委員会の公開について</p> <p>4 高砂市新本庁舎等複数施設包括管理業務委託公募型プロポーザルにおけるプレゼンテーション及びヒアリングについて</p> <p>その他</p>					
資料	<ul style="list-style-type: none"> ・次第 ・高砂市公共施設マネジメント推進委員会条例 ・高砂市公共施設マネジメント推進委員会委員名簿 ・令和3年度指定管理者公募型施設一覧表及び選定スケジュール(案) ・高砂市新本庁舎等複数施設包括管理業務委託公募型プロポーザル プレゼンテーション及びヒアリング審査評価表 					

議事の経過	
発言者・発言の要旨	
<p><本日の資料の確認></p> <p><本日の進行について説明></p> <p><事務局・出席者 紹介></p> <p><委員会の成立></p> <p><高砂市長挨拶></p> <p><委嘱状の交付></p>	
<p>報告事項 1 高砂市公共施設マネジメント推進委員会条例について</p>	
<p>(事務局)</p> <p>●配布資料の高砂市公共施設マネジメント推進委員会条例第1条に基づきこの委員会を設置</p>	

している。

- 第4条第2項に、委嘱期間を2年と定めているので、2年間よろしくお願ひしたい。
- 第3条において、「特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる」と規定しており、市職員2名を臨時委員として任命している。

協議事項 1 委員長、副委員長の選任について

(事務局)

- 高砂市公共施設マネジメント推進委員会条例第5条において、「委員会に、委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める」と規定しており、ご意見がなければ田端委員を委員長に、西井委員を副委員長に提案したい。

(拍手により承認を得た)

- ここからの議事進行は田端委員長と西井副委員長に願ひする。

協議事項 2 専門部会の設置について

(委員長)

- 専門部会の設置について事務局から説明を。

(事務局)

- 高砂市公共施設マネジメント推進委員会条例第8条第1項に、「委員会に、必要に応じて専門部会を置くことができる。」と規定しており、指定管理者選定について専門部会を設けたい。また、この専門部会に、本委員会から委員を願ひしたい。

- 第2項に「専門部会に属すべき委員及び臨時委員は、委員長が指名する。」と規定していることから、事務局案として、指定管理選定委員会の委員に西井副委員長を提案したい。

(委員長)

- 専門部会は3人以上と規定されているが、ほかの2人はどのように選ぶのか。

(事務局)

- 案件ごとに選任する。

(委員長)

- まだ案件が決まっていないということか。

(事務局)

- 配布資料の指定管理者公募施設一覧表にある、高砂市立斎場及び高砂市向島公園と高砂市向島多目的球場とをグループ化した形での公募を行う。

- スケジュールは、10月に指定管理選定委員会を開催する予定としている。その委員会を本委員会の下部組織とし、本委員会から西井副委員長に入っただきたい。その他の委員については、利用者の代表や関係団体の方を選任する。

(委員長)

- わかりました。ほかに、西井副委員長を専門部会の委員に指名することについて何かご意見は。

- では、西井副委員長に願ひする。

協議事項 3 委員会の公開について

(委員長)

●委員会の公開について事務局から説明を。

(事務局)

●条例第 7 条に基づき、本委員会は公開とするが、こと後の高砂市新本庁舎等複数施設包括管理業務委託公募型プロポーザルにおけるプレゼンテーション及びヒアリングについては、高砂市情報公開条例第 7 条第 3 号に規定する情報に該当するため、非公開とする。

(委員長)

●高砂市情報公開条例第 7 条とは。

(事務局)

●高砂市情報公開条例第 7 条は、「(3)法人その他の団体(国、独立行政法人等及び地方公共団体除く。以下「法人等」という。)に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの。ただし、人の生命、身体若しくは健康に危害を及ぼすおそれがある事業活動又は人の生活若しくは財産に重大な影響を及ぼす違法若しくは著しく不当な事業活動に関する情報を除く。」と規定している情報に該当するため、非公開とする。

(委員長)

●事務局からの説明に何かご意見は。

(委員)

●公開となればどのような形になるのか。

(事務局)

●約 3 か月前から開催が決まっていれば、広報誌により周知を行い、それよりも時間がなければホームページやフェイスブックのみとなる。

●公開は会場の傍聴席より傍聴していただくこととなる。

(委員長)

●ありがとうございます。非公開とすることについて、何かご意見は。

●では、この後のプレゼンテーション及びヒアリングについては非公開とする。

協議事項 4 高砂市新本庁舎等複数施設包括管理業務委託公募型プロポーザルにおけるプレゼンテーション及びヒアリングについて

(事務局)

●これから「高砂市新本庁舎等複数施設包括管理業務委託公募型プロポーザルにおけるプレゼンテーション及びヒアリング」を実施する。

<非公開>

●選定結果については、6月 30 日に通知する予定。

その他

(事務局)

●次回の委員会は来年 1 月～2 月頃を予定している。

●長時間ありがとうございました。

<終了>

●進行または事務局説明